

# 経済産業省

平成24・03・23貿局第1号  
輸出注意事項24第22号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成24年4月2日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

## 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

### 附 則

- 1 この通達は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1-2-1の改正規定は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）附則第4項の規定によりなお従前の例により取り扱うものとされる場合におけるこの通達の規定の適用については、なお従前の例による。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
<p>0（略） 1 輸出の許可 1-0（略） 1-1 輸出の許可 （1）輸出許可事務の取扱い（略） （2）輸出許可申請 （イ）・（ロ）（略） （ハ）輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 （a）（略） （注1）（略） （注2）次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、<u>輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書（平成24年4月2日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成23・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）」の別記1（ア）参照）</u>をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。 ① <u>輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</u> <u>イ 輸出令別表第1の2の項（3）、（4）、（6）、（8）又は（10）に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（試薬又は標準物質として使用されるものうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であつて、別表第1の別紙の（注）に定める「い地域①」（以下ロからへまで及びチからヌまでにおいて同じ。）</u></p>	<p>0（略） 1 輸出の許可 1-0（略） 1-1 輸出の許可 （1）輸出許可事務の取扱い（略） （2）輸出許可申請 （イ）・（ロ）（略） （ハ）輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 （a）（略） （注1）（略） （注2）次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、<u>輸出許可申請内容明細書</u>をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。  ① <u>輸出令別表第1の2から3の2までの項の中欄、4の項（1）、（1の2）及び（2）に掲げる貨物</u></p>

を仕向地とするもの

ロ 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ハ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ニ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ホ 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ヘ 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ト 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するものを除く。)であって、別表第1の別紙の(注)に定める「と地域①」を仕向地とするもの

チ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち告示で定める貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

リ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物であって、「い地域①」又は別表第1の別紙の(注)に定める「ち地域」を仕向地とするもの

ヌ 輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

(②～⑤を削る)

② 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、別表第1の別紙の(注6)に定める「へ地域」を仕向地とするもの

- ②-1 (略)
- ②-2 (略)
- ②-3 (略)
- ②-4 (略)

(注3) (略)

(削る)

③ 別表第1の別紙の2の(12)から(14)までに掲げるもの

④ 告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの

⑤ 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの

- ⑥-1 (略)
- ⑥-2 (略)
- ⑥-3 (略)
- ⑥-4 (略)

(注3) (略)

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日

\* 輸出許可又は承認証番号

申請者(記名押印又は署名)

(住所)

担当者(所属部署名)

(氏名)

(電話番号) ( ) 内線

輸出許可申請の内容について、捕捉説明を致します。

チェックリスト

受理番号

1 輸出しようとしている貨物名等(附属品等を除く。)

<u>貨物名</u>	<u>別1項番</u>	<u>省令番号</u>	<u>メーカー名</u>

2 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の場合

輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ又は第四号イの規定に該当

「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある

- (b) ~ (d) (略)  
 (二)・(ホ) (略)  
 (3) ~ (6) (略)  
 (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可  
 (イ) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	位置決め精度	工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(1988)による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を求

- 場合を定める省令」の次の規定に該当  
(□第一号、□第二号、□第三号)  
輸出貿易管理令第4条第1項第三号ロ又は第四号ロの規定に該当  
輸出貿易管理令第4条第1項第三号ハ又は第四号ハの規定に該当  
輸出貿易管理令第4条第1項第三号ニ又は第四号ニの規定に該当

3 貨物の輸送ルート（経由地（積替地又は寄港地）を全て記載）  
 （積出港）（経由地）（最終仕向地及び通関地）

4 輸入者の名称、所在地及び概略（事業内容、従業員数等。以下同じ。）

5 需要者の名称、所在地及び概略並びに1で記載したかもつの設置（使用）予定工場等の名称及び所在地

6 需要の概要（1で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）

- (b) ~ (d) (略)  
 (二)・(ホ) (略)  
 (3) ~ (6) (略)  
 (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可  
 (イ) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	位置決め精度	工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(1988)による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を求

		<p>めてもよい。  <u>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</u>  注1・注2 （略）</p>		<p>めてもよい。  注1・注2 （略）</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)
3～5	(略)	(略)	3～5	(略)
6	(略)	(略)	6	(略)
	位置決め精度	<p>工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2（1997）による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。  <u>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第5条第二号イ（二）、ロ（一）2若しくは（三）又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</u>  注1・注2 （略）</p>		<p>位置決め精度  工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2（1997）による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。  注1・注2 （略）</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)

7 ~ 16	(略)	(略)
-----------	-----	-----

(ロ)・(ハ) (略)

(二) 輸出許可

(a)・(b) (略)

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) (略)

(8) 輸出令別表該当非該当の判定

税関は輸出されようとする貨物が輸出令別1貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は輸出令別2貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室に当該貨物の該当非該当について判定を依頼することができる。

税関は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室からの判定結果の通知によって該当非該当の確認を行うものとする。

2 輸出の承認

2-0 根拠(略)

2-1 輸出の承認

(1) 輸出承認事務の取扱い

7 ~ 16	(略)	(略)
-----------	-----	-----

(ロ)・(ハ) (略)

(二) 輸出許可

(a)・(b) (略)

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域(イランを除く。)を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) (略)

(8) 輸出令別表該当非該当の判定

税関は輸出されようとする貨物が輸出令別1貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は輸出令別2貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室に当該貨物の該当非該当について判定を依頼することができる。

税関は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易審査課若しくは農水産室からの判定結果の通知によって該当非該当の確認を行うものとする。

2 輸出の承認

2-0 根拠(略)

2-1 輸出の承認

(1) 輸出承認事務の取扱い

輸出令第2条第1項の規定による経済産業大臣の輸出承認（輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行を含む。）は、別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室（以下「貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室」という。）、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第11条の規定により税関長に承認の権限が委任されているときは、税関が行う。

- (2)～(7) (略)
- 2-1-1～2-2 (略)
- 3～12 (略)

#### 別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

##### 1 輸出の許可

外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

##### 1-1 輸出許可申請書の受付

輸出許可申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

ただし、特に指示をした場合又は本別表1-2-2の規定により安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出に係る申請書の受付は、安全保障貿易審査課（別表第2の1-2-2により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室（以下「貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室」という。）が輸出の承認事務を行う輸出が含まれているものについては貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室）が行うことができる。

##### 1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

輸出令第2条第1項の規定による経済産業大臣の輸出承認（輸出承認証の訂正、変更、分割及び再発行を含む。）は、別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室（以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。）、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第11条の規定により税関長に承認の権限が委任されているときは、税関が行う。

- (2)～(7) (略)
- 2-1-1～2-2 (略)
- 3～12 (略)

#### 別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

##### 1 輸出の許可

外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

##### 1-1 輸出許可申請書の受付

輸出許可申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

ただし、特に指示をした場合又は本別表1-2-2の規定により安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出に係る申請書の受付は、安全保障貿易審査課（別表第2の1-2-2により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は農水産室（以下「貿易審査課又は農水産室」という。）が輸出の承認事務を行う輸出が含まれているものについては貿易審査課又は農水産室）が行うことができる。

##### 1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出



別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI2(3)①の特別一般包括輸出許可の範囲及び取扱要領のI3(3)①の一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別表1(7)又は(10)により特別一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び取扱要領の別表3(5)又は(8)により一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出（略）

2~4 （略）

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物  
(1)~(3) （略）
- (4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（試薬又は標準物質として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの（下記2の(4)に掲げるものを除く。）
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI3(1)の一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別紙1(5)の規定中一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び同(8)の規定に基づき一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出（略）

2~4 （略）

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物  
(1)~(3) （略）
- (4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（試薬又は標準物質として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域」を仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の2の項(9)及び(11)から(50)までに掲げる貨物であって、「い地域」を仕向地とするもの（下記2の(4)に掲げるものを除く。）
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「輸出令別表第3に掲げる地域」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」を仕向地とするもの

るもの

- (8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(12)及び(19)に掲げるものを除く。)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向地とするもの(下記の(10の2)、2の(17)から(18)まで及び(20)に掲げるものを除く。)
- (10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの
- (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(17)及び(17の2)に掲げるものを除く。)

## 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1)～(3) (略)
- (4) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域②」を仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号ヘからタまでのい

- (8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「はの①地域」を仕向地とするもの(下記2の(10)に掲げるものを除く。)
  - (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(12)、(13)及び(19)に掲げるものを除く。)
  - (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの(下記の2の(17)から(18)及び(20)に掲げるものを除く。)
- (新設)

- (11) 告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とするもの(下記2の(17)及び(17の2)に掲げるものを除く。)

## 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1)～(3) (略)
- (4) 輸出令別表第1の2の項(9)及び(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、キプロス、カザフスタン、ラトビア、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、トルコ及びウクライナを仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」、「はの③地域」又は「イラン」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号ヘからタまでのい

- いずれかに該当する貨物であって、「は地域②」を仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「は地域②」又は「に地域②」を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの
- (10) 削除
- (11) (略)
- (12) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの
- (13) 削除
- (14) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とするもの(下記の(20)に掲げるものを除く。)
- (15) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
- (16)～(18) (略)
- (19) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハに該当するものであって、「ほ地域」又は「へ地域」を仕向地とするもの
- (20) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの

- いずれかに該当する貨物であって、「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」以外の地域を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の3の項(2)及び3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「に地域」を仕向地とするもの
- (10) 輸出令別表第1の3の項(2)7及び9に掲げる貨物(輸出令別表第1の2の項の中欄に該当するものに限る。)であって、アイスランドを仕向地とするもの
- (11) (略)
- (12) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、ブラジル、アイスランド、ロシア、南アフリカ共和国、トルコ及びウクライナを仕向地とするもの
- (13) 輸出令別表第1の4の項(4)、(13)、(15)2及び4、(16)並びに(24)に掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の2の項の中欄に該当するものであって、アイスランドを仕向地とするもの
- (14) 輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを仕向地とするもの(下記の(20)に掲げるものを除く。)
- (15) 告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの
- (16)～(18) (略)
- (19) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とするもの
- (20) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とするもの

※注1～8までの改正については、以下のとおり、便宜的に新旧の形で記載しているが、実際には欄外記載のものが改正案となる（五十音順）。

(注1)

①「い地域①」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及びアメリカ合衆国をいう。

②「い地域②」とは、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、キプロス、エストニア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、トルコ及びウクライナをいう。

(注2)「ろ地域」とは、「い地域①」及び「い地域②」以外の地域をいう。

(注3)

①「は地域①」とは、ブルガリア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア及びトルコをいう。

(削る)

②「は地域②」とは、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルメニア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルキナフ

(注1)「い地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及びアメリカ合衆国をいう。

(注2)「ろ地域」とは、「い地域」以外の地域をいう。

(注3)

①「はの①地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及びアメリカ合衆国をいう。

②「はの②地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国及び大韓民国をいう。

③「はの③地域」とは、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン

アツ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、香港、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア及びジンバブエをいう。

(注4)

①「に地域①」とは、「い地域①」及び「は地域①」以外の地域をいう。

②「に地域②」とは、「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域とする。

(注5) 「ほ地域」とは、ブラジル、ブルガリア、アイスランド、ロシア、南アフリカ共和国、トルコ及びウクライナをいう。

ン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア及びジンバブエをいう。

(注4) 「に地域」とは、「はの①地域」以外の地域をいう。

(注5) 「ほ地域」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、デンマーク、フィン

(注6) 「へ地域」とは、「い地域①」及び「ほ地域」以外の地域をいう。

(注7)

①「と地域①」とは、「輸出令別表第3の2に掲げる地域」及び「輸出令別表第4に掲げる地域」以外の地域をいう。

②「と地域②」とは、「と地域①」から「い地域①」を除外した地域をいう。

(注8) 「ち地域」とは、「輸出令別表第3の2に掲げる地域」及び「輸出令別表第4に掲げる地域」をいう。

## 別表第2

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出の承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

### 1 輸出の承認（略）

#### 1-1 輸出承認申請書の受付け

輸出承認申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局商品輸出担当課が行う。

ただし、本別表1-2-2の規定により貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が輸出の承認事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が行うことができる。

#### 1-2、1-2-1（略）

1-2-2 貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が輸出の承認事務を行う輸出

(1)、(2)（略）

2~4（略）

別紙第1 輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務

ランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及びアメリカ合衆国をいう。

(注6) 「へ地域」とは、「ほ地域」以外の地域をいう。

(新設)

(新設)

## 別表第2 輸出承認等事務の取扱区分

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出の承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

### 1 輸出の承認（略）

#### 1-1 輸出承認申請書の受付け

輸出承認申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局商品輸出担当課が行う。

ただし、本別表1-2-2の規定により貿易審査課又は農水産室が輸出の承認事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、貿易審査課又は農水産室が行うことができる。

#### 1-2、1-2-1（略）

1-2-2 貿易審査課又は農水産室が輸出の承認事務を行う輸出

(1)、(2)（略）

2~4（略）

別紙第1 輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務

の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物
  - (1) 輸出令別表第2の35の2の項(2)及び38の項に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。)
  - (2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(別表第2の2に掲げる貨物で輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。))であって、サボテン科のうちサボテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科のうちシクラメン属全種
- 2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物
  - (1) 輸出令別表第2の1、19、20、21、21の2、21の3、25、35から35の3まで、38、44及び45の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物(上記1(1)に掲げるものを除く。)
  - (2) 北朝鮮を仕向地とする貨物
- 3 農水産室において輸出の承認を行う貨物  
輸出令別表第2の28から30まで、32から34まで、35の2及び45の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(上記1(1)及び2(2)に掲げるものを除く。)
- 4 野生動植物貿易審査室において輸出の承認を行う貨物  
輸出令別表第2の36、37及び43の項の中欄に掲げる野生動植物貿易審査室所掌の貨物(上記1(2)及び2(2)に掲げるものを除く。)

別表第3 輸出関係書類の記載要領

- 1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書(略)
- 2 委託加工貿易契約による輸出承認申請書 (略)
- 3 申請理由書 (略)  
(削る)  
(削る)  
(削る)

別表第4 (略)

の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物
  - (1) 輸出令別表第2の35の2の項(2)及び38の項に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。)
  - (2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(別表第2の2に掲げる貨物で輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。))であって、サボテン科のうちサボテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科のうちシクラメン属全種
- 2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物
  - (1) 輸出令別表第2の1、19、20、21、21の2、21の3、25、35から38まで及び44の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物(上記1に掲げるものを除く。)
  - (2) 北朝鮮を仕向地とする貨物
- 3 農水産室において輸出の承認を行う貨物  
輸出令別表第2の28から30まで、32から34まで、35の2、36から37まで及び44の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(上記1及び2(2)に掲げるものを除く。)

別表第3 輸出関係書類の記載要領

- 1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書(略)
- 2 委託加工貿易契約による輸出承認申請書 (略)
- 3 申請理由書 (略)
- 4 輸出許可申請内容明細書  
4-0~4-9 (略)  
[記載例] (略)

別表第4 (略)

別表第5 輸出許可証及び輸出承認証の分割

1 輸出許可証及び輸出承認証の分割の申請の受付け

(1) (略)

(2) 輸出承認証及び輸出許可・承認証（日米物品役務相互提供協定に係る包括輸出許可・承認証を除く。以下「輸出承認証」という。）の分割の申請の受付けは、当該輸出の承認を行った貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が分割用申請書2通、輸出承認証（以下「原承認証等」という。）及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

2 分割の方法

分割用申請書を受けた安全保障貿易審査課、貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、提出された書類の内容が、正確であることを確認した上、輸出の許可又は承認の事務に準じて処理するものとする。この場合、分割用申請書に原許可証等又は原承認証等に係る許可又は承認の番号及び日付と同一の番号及び日付を記入し、空白に分割用輸出許可証、分割用輸出承認証又は分割用輸出許可・承認証（以下「分割用輸出許可・承認証等」という。）である旨を明記し、(1)の条件を付けるとともに、原許可証等又は原承認証等に(2)の条件を付けて分割用申請書1通を分割用輸出許可・承認証等として原許可証等又は原承認証等とともに輸出者に交付する。

(1)、(2) (略)

別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再発行

1 輸出許可証及び輸出承認証の再発行の申請の受付け

(1) (略)

(2) 輸出承認証及び輸出許可・承認証を紛失した場合の再発行の申請の受付けは、当該輸出の承認を行った貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が、再発行用の輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書2通、紛失した輸出承認証又は輸出許可・承認証の写し2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

2 失効公告

別表第5 輸出許可証及び輸出承認証の分割

1 輸出許可証及び輸出承認証の分割の申請の受付け

(1) (略)

(2) 輸出承認証及び輸出許可・承認証（日米物品役務相互提供協定に係る包括輸出許可・承認証を除く。以下「輸出承認証」という。）の分割の申請の受付けは、当該輸出の承認を行った貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が分割用申請書2通、輸出承認証（以下「原承認証等」という。）及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

2 分割の方法

分割用申請書を受けた安全保障貿易審査課、貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、提出された書類の内容が、正確であることを確認した上、輸出の許可又は承認の事務に準じて処理するものとする。この場合、分割用申請書に原許可証等又は原承認証等に係る許可又は承認の番号及び日付と同一の番号及び日付を記入し、空白に分割用輸出許可証、分割用輸出承認証又は分割用輸出許可・承認証（以下「分割用輸出許可・承認証等」という。）である旨を明記し、(1)の条件を付けるとともに、原許可証等又は原承認証等に(2)の条件を付けて分割用申請書1通を分割用輸出許可・承認証等として原許可証等又は原承認証等とともに輸出者に交付する。

(1)、(2) (略)

別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再発行

1 輸出許可証及び輸出承認証の再発行の申請の受付け

(1) (略)

(2) 輸出承認証及び輸出許可・承認証を紛失した場合の再発行の申請の受付けは、当該輸出の承認を行った貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が、再発行用の輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書2通、紛失した輸出承認証又は輸出許可・承認証の写し2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

2 失効公告



- (1) 再発行の申請を受け付けた本省貿易経済協力局貿易管理部農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、失効公告依頼書（別紙様式1）及び紛失した輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の写し1通を、輸出許可証にあっては安全保障貿易審査課、輸出承認証及び輸出許可・承認証にあっては貿易審査課に提出し、失効公告を依頼するものとする。
- (2) 安全保障貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課は上記1の申請の受付け又は（1）の依頼を受け付けたときは、経済産業公報及び通商弘報を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。

3 再発行

安全保障貿易審査課、貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、経済産業公報及び通商弘報に失効公告が行われたこと及び提出された再発行用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再発行用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。

この場合、再発行用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再発行である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。

別紙様式1・別紙様式2（略）

別表第7（略）

- (1) 再発行の申請を受け付けた本省貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、失効公告依頼書（別紙様式1）及び紛失した輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の写し1通を、輸出許可証にあっては安全保障貿易審査課、輸出承認証及び輸出許可・承認証にあっては貿易審査課に提出し、失効公告を依頼するものとする。
- (2) 安全保障貿易審査課又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課は上記1の申請の受付け又は（1）の依頼を受け付けたときは、経済産業公報及び通商弘報を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。

3 再発行

安全保障貿易審査課、貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、経済産業公報及び通商弘報に失効公告が行われたこと及び提出された再発行用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再発行用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。

この場合、再発行用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再発行である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。

別紙様式1・別紙様式2（略）

別表第7（略）

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名											
	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域	は地域 ①	は地域 ②	に地域 ①	に地域 ②	ほ地域	へ地域	と地域 ①	と地域 ②	ち地域
アイスランド			○	○				○		○	○	

アイルランド	○									○		
アゼルバイジャン			○		○	○			○	○	○	
アフガニスタン			○		○	○			○			○
アメリカ合衆国	○									○		
アラブ首長国連邦			○		○	○			○	○	○	
アルジェリア			○		○	○			○	○	○	
アルゼンチン	○									○		
アルバニア			○		○	○			○	○	○	
アルメニア			○		○	○			○	○	○	
アンゴラ			○			○	○		○	○	○	
アンティグア・バーブーダ			○		○	○			○	○	○	
アンドラ			○		○	○			○	○	○	
イエメン			○		○	○			○	○	○	
イスラエル			○			○	○		○	○	○	
イタリア	○									○		
イラク			○		○	○			○			○
イラン			○		○	○			○			○
インド			○		○	○			○	○	○	
インドネシア			○		○	○			○	○	○	
ウガンダ			○		○	○			○	○	○	
ウクライナ		○			○	○		○		○	○	
ウズベキスタン			○		○	○			○	○	○	
ウルグアイ			○		○	○			○	○	○	
英国	○									○		
エクアドル			○		○	○			○	○	○	
エジプト			○			○	○		○	○	○	
エストニア		○		○					○	○	○	
エチオピア			○		○	○			○	○	○	
エリトリア			○		○	○			○			○
エルサルバドル			○		○	○			○	○	○	
オーストラリア	○									○		
オーストリア	○									○		
オマーン			○		○	○			○	○	○	
オランダ	○									○		
ガーナ			○		○	○			○	○	○	
カーボヴェルデ			○		○	○			○	○	○	

ガイアナ			○		○	○			○	○	○	
カザフスタン		○			○	○			○	○	○	
カタール			○		○	○			○	○	○	
カナダ	○									○		
ガボン			○		○	○			○	○	○	
カメルーン			○		○	○			○	○	○	
ガンビア			○		○	○			○	○	○	
カンボジア			○		○	○			○	○	○	
北朝鮮			○			○	○		○			○
ギニア			○		○	○			○	○	○	
ギニアビサウ			○		○	○			○	○	○	
キプロス		○		○					○	○	○	
キューバ			○		○	○			○	○	○	
ギリシャ	○									○		
キリバス			○		○	○			○	○	○	
キルギス			○		○	○			○	○	○	
グアテマラ			○		○	○			○	○	○	
クウェート			○		○	○			○	○	○	
クック諸島			○		○	○			○	○	○	
グルジア			○		○	○			○	○	○	
グレナダ			○		○	○			○	○	○	
クロアチア			○		○	○			○	○	○	
ケニア			○		○	○			○	○	○	
コートジボワール			○		○	○			○			○
コスタリカ			○		○	○			○	○	○	
コソボ			○			○	○		○	○	○	
コモロ			○		○	○			○	○	○	
コロンビア			○		○	○			○	○	○	
コンゴ共和国			○		○	○			○	○	○	
コンゴ民主共和国			○		○	○			○			○
サウジアラビア			○		○	○			○	○	○	
サモア			○		○	○			○	○	○	
サントメ・プリンシペ			○		○	○			○	○	○	
ザンビア			○		○	○			○	○	○	
サンマリノ			○		○	○			○	○	○	
シエラレオネ			○		○	○			○	○	○	

ジブチ			○		○	○			○	○	○	
ジャマイカ			○		○	○			○	○	○	
シリア			○			○	○		○	○	○	
シンガポール			○		○	○			○	○	○	
ジンバブエ			○		○	○			○	○	○	
スイス	○									○		
スウェーデン	○									○		
スーダン			○		○	○			○			○
スペイン	○									○		
スリナム			○		○	○			○	○	○	
スリランカ			○		○	○			○	○	○	
スロバキア		○		○					○	○	○	
スロベニア		○		○					○	○	○	
スワジランド			○		○	○			○	○	○	
赤道ギニア			○		○	○			○	○	○	
セーシェル			○		○	○			○	○	○	
セネガル			○		○	○			○	○	○	
セルビア			○		○	○			○	○	○	
セントクリストファー・ネイビス			○		○	○			○	○	○	
セントビンセントおよびグレナディーン諸島			○		○	○			○	○	○	
セントルシア			○		○	○			○	○	○	
ソマリア			○			○	○		○			○
ソロモン諸島			○		○	○			○	○	○	
タイ			○		○	○			○	○	○	
大韓民国	○									○		
台湾			○			○	○		○	○	○	
タジキスタン			○		○	○			○	○	○	
タンザニア			○		○	○			○	○	○	
チェコ	○									○		
チャド			○		○	○			○	○	○	
中央アフリカ			○		○	○			○	○	○	
中華人民共和国			○		○	○			○	○	○	
チュニジア			○		○	○			○	○	○	
チリ			○		○	○			○	○	○	
ツバル			○		○	○			○	○	○	
デンマーク	○									○		

ドイツ	○									○		
トーゴ			○		○	○			○	○	○	
ドミニカ			○		○	○			○	○	○	
ドミニカ共和国			○		○	○			○	○	○	
トリニダード・トバゴ			○		○	○			○	○	○	
トルクメニスタン			○		○	○			○	○	○	
トルコ		○		○				○		○	○	
トンガ			○		○	○			○	○	○	
ナイジェリア			○		○	○			○	○	○	
ナウル			○		○	○			○	○	○	
ナミビア			○		○	○			○	○	○	
ニウエ			○		○	○			○	○	○	
ニカラグア			○		○	○			○	○	○	
ニジェール			○		○	○			○	○	○	
ニュージーランド	○									○		
ネパール			○		○	○			○	○	○	
ノルウェー	○									○		
バーレーン			○		○	○			○	○	○	
ハイチ			○		○	○			○	○	○	
パキスタン			○		○	○			○	○	○	
バチカン			○		○	○			○	○	○	
パナマ			○		○	○			○	○	○	
バヌアツ			○		○	○			○	○	○	
バハマ			○		○	○			○	○	○	
パプアニューギニア			○		○	○			○	○	○	
パラオ			○		○	○			○	○	○	
パラグアイ			○		○	○			○	○	○	
バルバドス			○		○	○			○	○	○	
ハンガリー	○									○		
バングラデシュ			○		○	○			○	○	○	
東ティモール			○		○	○			○	○	○	
フィジー			○		○	○			○	○	○	
フィリピン			○		○	○			○	○	○	
フィンランド	○									○		
ブータン			○		○	○			○	○	○	
ブラジル		○			○	○		○		○	○	

フランス	○									○		
ブルガリア		○		○				○		○	○	
ブルキナファソ			○		○	○			○	○	○	
ブルネイ			○		○	○			○	○	○	
ブルンジ			○		○	○			○	○	○	
ベトナム			○		○	○			○	○	○	
ベナン			○		○	○			○	○	○	
ベネズエラ			○		○	○			○	○	○	
ベラルーシ		○			○	○			○	○	○	
ベリーズ			○		○	○			○	○	○	
ペルー			○		○	○			○	○	○	
ベルギー	○									○		
ポーランド	○									○		
ボスニア・ヘルツェゴビナ			○		○	○			○	○	○	
ボツワナ			○		○	○			○	○	○	
ボリビア			○		○	○			○	○	○	
ポルトガル	○									○		
香港			○		○	○			○	○	○	
ホンジュラス			○		○	○			○	○	○	
マーシャル諸島			○		○	○			○	○	○	
マカオ			○			○	○		○	○	○	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国			○		○	○			○	○	○	
マダガスカル			○		○	○			○	○	○	
マラウイ			○		○	○			○	○	○	
マリ			○		○	○			○	○	○	
マルタ		○		○					○	○	○	
マレーシア			○		○	○			○	○	○	
ミクロネシア			○		○	○			○	○	○	
南アフリカ共和国		○			○	○		○		○	○	
南スーダン			○			○	○		○	○	○	
ミャンマー			○			○	○		○	○	○	
メキシコ			○		○	○			○	○	○	
モーリシャス			○		○	○			○	○	○	
モーリタニア			○		○	○			○	○	○	
モザンビーク			○		○	○			○	○	○	
モナコ			○		○	○			○	○	○	

モルディブ			○		○	○			○	○	○	
モルドバ			○		○	○			○	○	○	
モロッコ			○		○	○			○	○	○	
モンゴル			○		○	○			○	○	○	
モンテネグロ			○		○	○			○	○	○	
ヨルダン			○		○	○			○	○	○	
ラオス			○		○	○			○	○	○	
ラトビア		○		○					○	○	○	
リトアニア		○		○					○	○	○	
リビア			○		○	○			○			○
リヒテンシュタイン			○		○	○			○	○	○	
リベリア			○		○	○			○			○
ルーマニア		○		○					○	○	○	
ルクセンブルク	○									○		
ルワンダ			○		○	○			○	○	○	
レソト			○		○	○			○	○	○	
レバノン			○		○	○			○			○
ロシア		○			○	○		○		○	○	
その他の地域			○			○	○		○	○	○	